公　示　日　：2022 年 4 月 20 日(水)
調達管理番号：22a00122
国　　名　　：キューバ
担 当 部 署 ：経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム
調 達 件 名：キューバ国基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト
終了時評価調査（評価分析）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：評価分析
（２）　格　　付　　：3 号～4 号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2022 年 6 月上旬から 2022 年 8 月中旬
（２）　業務人月：現地　0.53、国内　0.50、合計　1.03
（３）　業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	16 日	5 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数 ：　1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：　2022 年 5 月 11 日(水)（12 時まで）
（４）　提 出 方 法 ：　　電子データのみ
➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」
別添資料 11　　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html
なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧　評 価 結 果 の 通 知 ：　2022 年 5 月 24 日(火)　までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	キューバ／全途上国
語学の種類	英語（西語ができれば望ましい）

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

キューバは食料消費量の 70%程度[1]を輸入に依存しており、食料輸入額は輸入額全体の 14.7%[2]を占めている。キューバ政府は食料安全保障の観点から、これら食料輸入量の減少をめざし、国内の食料、特に基礎穀物[3]の生産を強化するために、様々な施策を実施してきた。具体的には、農業生産の効率性や生産性を向上させるため、これまで続いてきた国営農場を中心とした集団による大規模農業生産から、個人農家や共同組合単位による比較的小規模の生産に徐々に移行させてきている。さらに、同政府は、未利用農地を新規就農者に対して無償で貸与することを許可する等、新規就農者数の増大を図ってきた。しかしながら、こうした施策にもかかわらず、キューバ政府が期待する穀物の増産には未だ結びついていない。これは、新規就農者を含めた個人農家数が増加する一方で、これまで国営農場を主な農業生産の場としてきたキューバにおいてこ

[1] キューバ国家統計局ANUARIO ESTADISTICO DE CUBA 2014, CAPITULO 8: SECTOR EXTERNO,EDICION 2015より、コメ、コムギ、トウモロコシについて2014年値で試算。

[2] キューバ国家統計局ANUARIO ESTADISTICO DE CUBA 2014, CAPITULO 8: SECTOR EXTERNO,EDICION 2015より、2014年値で試算。

[3] 農産業政策の指針（「党と革命の経済・社会政策指針」項目193（2014年4月））の一つとして、コメ、フリホーレス（インゲンマメ）、トウモロコシ、ダイズ等の生産強化を進めている。

れら個々の農家へ適切な農業技術を普及する体制整備が進まなかったためであると考えられている。このような背景から、キューバ政府は、穀物の増産を通じた食料の輸入量の低減を図るために、農業普及システムの強化による個人農家の栽培技術の向上を目的とする技術支援を日本政府に対して要請した。

キューバ国基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）は、2017 年 1 月より 2022 年 7 月までの 5 年 6 ヶ月間の予定で実施されており、現在、４名の専門家（総括／農業普及システム（普及企画・管理）、副総括／普及人材育成、農業普及システム（普及実施促進）、モニタリング／普及人材育成）が従事中である。

本プロジェクトは、農業省（MINAG）、 農業公社グループ（GEAgric）、穀物研究所（IIGranos）を先方実施機関（C/P 機関）として、８県（ピナールデルリオ県、マタンサス県、シエンフエゴス県、ビジャクララ県、サンクティスピリトゥス県、シエゴデアビラ県、カマグエイ県、グランマ県）及び青年の島特別自治区において、IIGranos の普及員（本部・県普及員）、GEAgric 普及員（県・郡レベル）及びリーダー農家[4]への支援を実施中である。これらの農業普及関係者及び MINAG、GEAgric、IIGranos の普及能力強化、普及ツール・教材の整備及び普及人材育成のしくみを検討することにより、基礎穀物生産農家に対する農業普及体制の強化を図っている。

今回実施する終了時評価調査は、2022 年 7 月末の本プロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後の本プロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓等を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画を踏まえつつ、活動実績、計画達成状況、評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2022 年 6 月上旬～2022 年 6 月下旬）

① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、モニタリングシート、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、

[4] 本プロジェクトでは、地域のリーダー的な農家を普及協力農家として捉え協力協定を結んでいる。

実施プロセスを整理、分析する。

② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文又は西文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他キューバ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文又は西文）を提案しキューバC/Pと協議する。

④ 対処方針会議等に参加する。

（２） 現地業務期間（2022年6月下旬～2022年7月上旬）

① JICAキューバ事務所等との打合せに参加する。

② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。

③ キューバ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報を調査し、データの収集、整理を行う。

④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた調査結果をもとに、他の調査団員及びキューバ側C/P等とともに評価６基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文・西文）の取りまとめに協力する。

⑥ これまでの調査結果や他団員及びキューバ側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案（和文・英文・西文）の取りまとめに協力する。

⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

⑧ 協議議事録（M/M）（英文・西文）の作成に協力する。

⑨ 現地調査結果のJICAキューバ事務所等への報告に参加する。

（３） 帰国後整理期間（2022年7月中旬～2022年7月下旬）

① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。

② 帰国報告会に出席する。

③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書

2022 年 7 月 29 日(金)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

① 評価報告書（英文・西文）

② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒パリ⇒ハバナ⇒パリ⇒日本を標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 6 月 25 日～7 月 10 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA キューバ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以

下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通訳傭上：日本語または英語⇔西語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供:プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム（edga1@jica.go.jp）にて配付します。

・モニタリングシート

・PDM（最新版）

② 本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。

・基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト｜ODA見える化サイト (jica.go.jp)

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案

を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キューバ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上